

2025 年 9 月 12 日 全 4 頁

EU サステナ開示規制の域外適用見直しへ

米国と EU は関税合意の一部としてサステナ開示の域外適用を見直す

政策調査部 主席研究員 鈴木裕

[要約]

- EU サステナビリティ開示規制は EU 域外企業にも適用されるが、米国共和党トランプ政権は、これを問題視してきた。
- 米国と EU との関税合意の一部として、EU サステナビリティ開示規制の域外適用について見直しを進めることが約束された。
- 既に EU サステナビリティ開示規制の簡素化の検討が進められており、域外適用についても適用対象企業の絞り込みが提案されている。
- 日本企業にも EU サステナビリティ開示規制は適用されるため、米国と EU の今後の交渉には注目を要する。

サステナ開示規制の域外適用の見直しへ

米国と EU は 8 月 21 日、通商協議を通じた合意に関する共同声明（米国-EU 関税合意）を発表した¹。合意の中には、関税そのものではないが、非関税障壁となり得る政策のいくつかについて、米国と EU の間で検討を進めることも含まれている。その一つが EU サステナビリティ開示規制だ。

EU では企業サステナビリティ報告指令（CSRD）や企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令（CSDDD）といったサステナビリティ開示規制が 2023 年 1 月に発効し、具体的な開示基準として欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）が 2023 年 12 月に発効した²。要求されている開示内容は、環境関連に限っても気候変動、汚染、水と海洋資源、生物多様性とエコシステム、資源利用と循環型経済と多様であり、各々についてガバナンス、戦略、影響・リスク・機会の管理、指標と目標の開示が求められている。気候関連ではサプライチェーンを含めた企業の

¹ ホワイトハウス “[Joint Statement on a United States-European Union Framework on an Agreement on Reciprocal, Fair, and Balanced Trade](#)”（2025 年 8 月 21 日）

² ESRS の当初案については、藤野大輝「[ESRS（欧州サステナビリティ報告基準）案の概要](#)」（大和総研レポート、2023 年 7 月 5 日）

温室効果ガス排出量なども開示事項に含まれている。

EU サステナビリティ開示規制は EU 域内企業だけでなく、EU 域内での売上高が大きい EU 域外企業にも適用されるため、少なからぬ米国企業に開示義務が生じる。2024 年会計年度より段階的に適用が開始されており、EU 域外企業に対しては、2028 年会計年度から開示が求められることとなっている。

このような複雑で広範な情報開示が米国企業にも要求されていることを共和党トランプ政権は問題視してきた。EU 側と交渉の余地があったにもかかわらず、前バイデン政権は EU サステナビリティ開示規制が米国企業に適用されることを許してしまっていると共和党は非難してきた³。2025 年 2 月に就任したラトニック商務長官は、EU サステナビリティ開示規制は、米国企業の競争力を削ぐものだと述べている⁴。2025 年 3 月には共和党上院議員から、EU サステナビリティ開示規制に米国企業が従わなくとも、不利益を受けないよう保護するという法案が提出された⁵。

このような背景の中で結ばれた米国-EU 関税合意によって EU サステナビリティ開示規制の見直しが約束された。米国証券取引委員会 (SEC) のアトキンス委員長は、米国-EU 関税合意を歓迎しつつ、EU サステナビリティ開示規制を「企業の経済的成功や株主の幸福とは無関係な目的を追求する」ものであると批判し、開示負担の一層の軽減を求めている⁶。

図表 1：米国-EU 関税合意におけるサステナ開示規制見直しの概要

- EU は、CSDDD および CSRD が大西洋横断貿易に不当な制限を課さないよう努めることを約束する。
- EU は、関連する高品質の規制を持つ非 EU 国の企業に対する CSDDD 適用についての米国の懸念に対処するために取り組むことを約束する。

(出所)脚注 1 資料をもとに大和総研作成

EU サステナ開示規制自体も見直し中

このように、域外適用については米国との間で見直しの合意が結ばれたが、EU サステナビリティ開示規制自体も大きく変わろうとしている。開示規制をはじめ様々な環境関連の規制が EU 企業にとって足かせとなり、経済の停滞を招いているのではないかという反省が生まれており、サステナビリティ関連の政策全般が見直されている。前欧州中央銀行総裁であり、前イタリア首相のマリオ・ドラギ氏がフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長に作成を委託され、2024 年

³ 米国連邦議会共和党 “MEMORANDUM” (2023 年 6 月 23 日) p. 15

⁴ Forbes “[Lutnick Says EU ESG Regulations Will Harm U.S. Energy Producers](#)” (2025 年 2 月 9 日)

⁵ 米国連邦議会 “[S. 985 – PROTECT USA Act of 2025](#)”

⁶ Paul S. Atkins, Chairman “[Keynote Address at the Inaugural OECD Roundtable on Global Financial Markets](#)” (2025 年 9 月 10 日)

9月に公表された通称ドラギ・レポート⁷は、EU経済が脱炭素化で生産コストが上がり国際的な競争力が失われていることや、再生可能エネルギーなどクリーンテックでの優位も奪われていることを指摘した。ドラギ・レポートを受け、欧州理事会は2024年11月に域内の産業競争力強化に向けてブダペスト宣言⁸を採択した。ブダペスト宣言では、競争力強化のために、企業にとって明確、シンプル、スマートな規制枠組みを確保し、特に中小企業の負担を大幅に軽減すると示された。こうした経過をたどり、EUサステナビリティ開示規制でも、適用対象企業の絞り込み、開示内容の削減、適用開始時期の先送りなどが検討されるに至った。

2025年2月26日に公表された「オムニバス法案」⁹で見直しの内容が明らかにされた。このオムニバス法案は、あまりにも複雑化した諸規制を「簡素化」するものであると説明されている。EUサステナビリティ開示規制の域外適用も簡素化の対象であり、適用対象企業の絞り込みについては、改正案が出ている(図表2)ものの、適用開始時期の先送りがあるかは今のところ不明だ。このままであれば、EU域外の企業に対してEUサステナビリティ開示規制が2028年1月1日以降に適用開始となり、2029年には報告が求められる。

米国-EU関税合意では、EUサステナビリティ開示規制の何をどのように変えるかは明確になっていない。今後の検討に委ねられるが、ドイツやフランスの首脳からは、サステナビリティ開示規制の適用開始先送りではなく、廃止を要求する声が上がっている¹⁰ほどだ。今後の進展次第で、大きな変化があっても不思議ではない。域外適用についても、適用対象の一層の絞り込みや、開示内容の削減、適用開始時期の先送りがあれば、企業側にとって朗報となるだろう。

図表2：EUサステナビリティ開示規制の域外適用対象企業

改正案	改正前
EU域外企業で、EU域内でのグループ純売上高が2年連続で4億5,000万ユーロ超であり、下記を満たす (i)EU域内子会社が大型企业(従業員1,000人超) (ii)EU域内の支店によるEU域内での純売上高が5,000万ユーロ超	EU域外企業で、EU域内でのグループ純売上高が2年連続で1億5,000万ユーロ超であり、下記を満たす (i)EU域内子会社が上場会社または大型企业(従業員500人超) (ii)EU域内の支店によるEU域内での純売上高が4,000万ユーロ超

(出所) European Commission “[Questions and answers on simplification omnibus I and II](#)” (2025年2月26日)をもとに大和総研作成

⁷ 欧州委員会 “[The Draghi report on EU competitiveness](#)” (2024年9月9日)

⁸ 欧州理事会 “[Budapest Declaration on the New European Competitiveness Deal](#)” (2024年11月8日)

⁹ 藤野大輝、中澤「[欧州委員会による『オムニバス法案』の概要](#)」(大和総研レポート、2025年3月14日)

¹⁰ Mark Segal “[France’s Macron Joins Germany’s Call to Scrap EU’s Supply Chain Sustainability Due Diligence Law](#)” (2025年5月20日)

域外適用には日本でも警戒感

EU サステナビリティ開示規制の域外適用の対象は米国企業だけでなく、日本企業も含まれる。日本企業へ域外適用されることを見越して対応を検討した経済産業省「欧州サステナビリティ報告に関するワーキング・グループ」では、域外適用について、米国など他国と連携して EU へ懸念メッセージを発信するなどについて経済産業省事務局への期待も示された（図表 3）。

米国と EU の間での域外適用見直しの合意が日本にどのような効果を発するかは明らかではないものの、日本企業にとっては、開示負担の軽減につながる可能性を期待したいところであろう。

図表 3 : EU サステナビリティ規制の域外適用に関する実務家の意見

- (…省略…)最先端を走ってきた欧州がブレーキをかけようとしている中で、日本がスピードを緩めずに検討していくという状況については、慎重な議論が必要と思っています。
- (…省略…)CSRD や CSDDD の域外適用(…省略…)について、アメリカ企業に対するある種の主権侵害であるという議論が存在すると理解しています。
- (…省略…)(筆者注:EU 規制の域外適用への準備期間が必要であるという指摘に続いて)次に、同じような悩みは、イギリス・アメリカなどの域外企業、あるいは域外政府の方々も持っていると思います。そのような機関と連携できる可能性がないのか、もし可能であれば、情報共有をした上で共同して、欧州政府にメッセージを送ることができれば、より説得力が増すのではないかと考えており、事務局に期待しています。

(出所)経済産業省「第 2 回欧州サステナビリティ報告に関するワーキング・グループ」(2025 年 3 月 18 日)議事要旨より抜粋